

定期監査結果報告書

平成 2 8 監査年度 第 2 回

(平成 29 年 4 月～平成 29 年 7 月執行分)

監査対象機関

○知事部局所管の各課・現地機関	77 機関
・肥前さが幕末維新博事務局	1 機関
・政策部 各課	4 機関
・危機管理・報道局 各課	2 機関
・総務部 各課	7 機関
・総務部 現地機関	4 機関
・地域交流部 各課	6 機関
・地域交流部 現地機関	1 機関
・文化・スポーツ交流局 各課	3 機関
・県民環境部 各課	8 機関
・県民環境部 現地機関	1 機関
・健康福祉部 各課	8 機関
・男女参画・こども局 各課	3 機関
・産業労働部 各課	7 機関
・産業労働部 現地機関	1 機関
・農林水産部 各課	10 機関
・県土整備部 各課	9 機関
・出納局 各課	2 機関
○教育委員会所管の各課	6 機関
○公安委員会所管の警察本部	1 機関
○その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	90 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	2
1	監査の結果の概要	2
2	重要な指摘事項	3
3	その他指摘事項・検討を要する事項	4
4	監査対象機関ごとの監査結果	6
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・肥前さが幕末維新博事務局	6
	・政策部 各課	7
	・危機管理・報道局 各課	8
	・総務部 各課・現地機関	9
	・地域交流部 各課・現地機関	12
	・文化・スポーツ交流局 各課	14
	・県民環境部 各課・現地機関	15
	・健康福祉部 各課	17
	・男女参画・こども局 各課	20
	・産業労働部 各課・現地機関	21
	・農林水産部 各課	23
	・県土整備部 各課	26
	・出納局 各課	28
	教育委員会所管の各課	29
	公安委員会所管の警察本部	30
	その他の委員会等所管の事務局	30
第 3	組織及び運営の合理化に資するための意見 (地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく意見)	別冊
	用語の解説	32

監査第486号
平成29年9月1日

佐賀県議会議長	石倉秀郷様
佐賀県知事	山口祥義様
佐賀県教育委員会教育長	白水敏光様
佐賀県公安委員会委員長	溝上泰弘様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大川正二郎様
佐賀県人事委員会委員長	中野哲太郎様
佐賀県労働委員会会長	前田和馬様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	徳永重昭様
松浦海区漁業調整委員会会長	川寄和正様

佐賀県監査委員	池田巧
同	森田信彦
同	三竿博史
同	石井秀夫

定期監査（平成28監査年度 第2回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資する意見を別冊のとおり提出します。

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成29年4月～平成29年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	77機関
教育委員会所管の各課	6機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関

(組織・所管は平成29年4月1日時点)

3 監査の着眼点

平成28年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - ① 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - ② 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 契約書の内容は適正か
 - ③ 工事の執行管理は適正か
 - ④ 補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適正か
 - ⑤ 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か
- (4) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
 - ① 財産等の管理、処分の手続等は適正か
 - ② 債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、32ページから42ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項及び検討事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項				1	1		1			3
その他指摘事項	2	2	22	9	15		2	8	3	63
検討を要する事項					1					1
合計	2	2	22	10	17		3	8	3	67

(参考)

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数 (平成28監査年度合計)

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項				1	1		1			3
その他指摘事項	2	2	39	24	37	14	2	24	6	150
検討を要する事項					1			1		2
合計	2	2	39	25	39	14	3	25	6	155

注：「定期監査結果報告書 平成28監査年度 第1回(平成28年10月～平成29年2月執行分)」の区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数との合計

2 重要な指摘事項

【健康福祉部】

- 支出事務に関し適正でないものがあった。

(障害福祉課)

平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度（一部）の佐賀県自殺対策協議会委員謝金等を支払っていなかった。

佐賀県自殺対策協議会	対象者延 59 名	委員謝金	253,700 円
		費用弁償	68,600 円
高次脳機能障害対策推進委員会	対象者延 35 名	委員謝金	150,500 円
		費用弁償	73,540 円
ハローワークこころの健康相談	対象者延 24 名	費用弁償	83,840 円

- 契約事務に関し適正でないものがあった。

(障害福祉課)

一般競争入札において、予定価格を超えた金額で契約を締結し、県に損害を与えていた。

また、公告で定めていない契約保証金の免除条件で契約保証金を免除し、後日会計課指摘により契約締結後に受け入れていた。

契 約 名	旧佐賀コロニー廃棄物収集運搬及び処分業務
契 約 日	平成 29 年 2 月 21 日
契 約 期 間	平成 29 年 2 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日
予 定 価 格	8,590,165 円
契 約 金 額	9,072,000 円
契 約 保 証 金	907,200 円
契 約 保 証 金 受 入 日	平成 29 年 3 月 22 日

【男女参画・こども局】

- 補助金事務に関し適正でないものがあった。

(こども家庭課)

交付申請書が提出されたにもかかわらず支出負担行為を失念し、交付決定が事後となっていた。

また、補助金交付要綱第 6 条第 3 項に規定された提出期限内に、実績報告書を提出させておらず、さらに、佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定等を行ってなかった。

事 業 名	平成 28 年度全国母子寡婦福祉研修大会補助金
交 付 申 請 日	平成 28 年 6 月 1 日

交付決定日	平成 28 年 6 月 14 日
負担行為すべき年月日	平成 28 年 6 月 14 日
支出負担行為月	平成 28 年 11 月
支出負担行為額	1,000,000 円

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 (2 件)
 - ① 債務負担行為の設定で適正でないもの
 - ② 予算流用の事務手続きで適正でないもの

- (2) 給与、旅費関係 (2 件)
 - ① 時間外勤務手当等で追給を要するもの

- (3) 収入関係 (22 件)
 - ① 収入科目を誤っているもの
 - ② 収入未済があるもの
 - ③ 証紙収入の報告で遅延しているもの、また金額を誤っているもの
 - ④ 委託を受けて購入及び貼付した証紙に係る委託管理簿を作成していないもの
 - ⑤ 自動車税の減免手続きで適正でないもの

- (4) 支出関係 (9 件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているものや支出負担行為日を誤っているもの
 - ② 委託料の支払いで遅延しているもの
 - ③ 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - ④ 資金前渡の精算で適正でないもの

- (5) 契約関係 (16 件)
 - ① 随意契約に該当しないもの
 - ② 契約保証金の納付前に契約を締結しているもの
 - ③ 契約の準備行為で適切でないもの
 - ④ 契約書の内容で適正でないもの
 - ・ 契約書に収入印紙が貼付されていないものや金額が誤っているもの
 - ・ 賃貸借契約で賃貸料の記載が誤っているもの
 - ・ 契約者（所属長）の押印がないもの、また契約日の記載がないもの
 - ⑤ 企画コンペ方式による随意契約締結後の事務処理が適正でないもの
 - ⑥ 契約書に定める現場代理人等届出書の通知を受けていないものや指定管理業務の年度終了後の事業報告に対する結果を公表していないもの
 - ⑦ 仕様書に定める書類の提出を受けていないもの
 - ⑧ 打合せ記録簿に監督員及び管理技術者の署名又は捺印がないもの
 - ⑨ 履行期間の延長に伴う変更契約を当初契約の期間内に締結していないもの
 - ⑩ 工事で完了検査の結果通知をしていないもの
 - ⑪ 施行確認後その都度支払うべきものを前金払で支払っているもの
 - ⑫ 契約保証金の返還で遅延しているもの
 - ⑬ 委託業務の仕様書や写真管理等について検討を要するもの

(6) 工事の執行関係 (0件)

(7) 補助金関係 (2件)

- ① 補助金交付要綱に定める工事着工報告書の提出を受けていないもの
- ② 変更承認を行わず、変更後の内容で額の確定をしているもの

(8) 財産関係 (8件)

- ① 備品の処分で不用及び処分の決定を行わずに処分しているもの
- ② 売却した重要物品等で財務経営システムへの入力が漏れているもの
- ③ 行政財産の使用許可で手続きを怠っているもの
- ④ 基金の運用利息の処理で適正でないもの
- ⑤ 公用車に損害を与えているもので亡失・損傷届を提出していないもの

(9) その他 (3件)

- ① 入札保証金から契約保証金への振替で遅延しているもの
- ② 収支等命令者(物品管理員)の事務引継ぎで適正でないもの
- ③ 証拠書類の編さんを行っていないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・肥前さが幕末維新博事務局

監査対象機関名	肥前さが幕末維新博事務局
監査執行年月日	平成29年 6月 9日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 政策部 各課

監査対象機関名	政策課
監査執行年月日	平成29年 7月 6日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	企画課
監査執行年月日	平成29年 6月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	平成29年 5月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当等で追給を要するものがあった。</p> <p>② 契約保証金を契約締結後に納付させているもの、また契約の準備行為で適切でないものがあった。</p>

・危機管理・報道局 各課

監査対象機関名	危機管理・報道課
監査執行年月日	平成29年 6月30日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防防災課
監査執行年月日	平成29年 7月19日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・ 総務部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	法務私学課
監査執行年月日	平成29年 7月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託業務で仕様書に定める書類を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	人事課（行政経営室）
監査執行年月日	平成29年 7月12日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（退職手当返納金）</p>

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	平成29年 7月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	平成29年 7月25日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 債務負担行為の設定で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	平成29年 7月10日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 契約書に貼付する収入印紙で金額が誤っているものがあつた。 ③ 工事の検査完了後の結果通知を行っていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	平成29年 6月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	情報課（情報化推進室）
監査執行年月日	平成29年 7月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	平成29年 7月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	平成29年 7月11日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p> <p>② 自動車税の減免手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	平成29年 5月12日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p> <p>② 自動車税の減免手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	平成29年 6月30日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	平成29年 6月22日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	平成29年 6月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際課
監査執行年月日	平成29年 6月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	平成29年 7月10日
監査執行者	監査委員 池田巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 整理支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 重要物品で財務経営システムへの入力に漏れているもの、また返納手続きを行わずに売却しているものがあった。</p>

監査対象機関名	新幹線・地域交通課
監査執行年月日	平成29年 6月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	平成29年 6月19日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	平成29年 6月16日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・スポーツ交流局 各課

監査対象機関名	文化課
監査執行年月日	平成29年 6月 8日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事請負費及び委託料で検査完了後の支出が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	スポーツ課（国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室）
監査執行年月日	平成29年 6月22日
監査執行者	監査委員 池田巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p> <p>② 契約保証金の納付前に契約を締結しているものがあった。</p>

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	平成29年 7月12日
監査執行者	監査委員 池田巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 資金前渡とした経費の精算で遅延しているものがあった。</p> <p>② 企画コンペ方式による随意契約締結後、県のホームページに必要事項を公表していないものがあった。</p> <p>③ 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあった。</p>

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	平成29年 6月12日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	平成29年 7月11日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書で契約者（所属長）の押印がないもの、また契約日の記載がないものがあった。</p> <p>② 企画コンペ方式による随意契約締結後、県のホームページに必要事項を公表していないもの、契約書に定める監督員決定及び通知をしていないもの、現場代理人等届出書の通知を受けていないもの、また指定管理業務の年度終了後の事業報告に対する結果を公表していないものがあった。</p>

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	平成29年 6月28日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（貸付金元利収入）</p>

監査対象機関名	くらしの安全安心課
監査執行年月日	平成29年 6月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境課
監査執行年月日	平成29年 6月14日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	平成29年 6月15日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海再生・自然環境課
監査執行年月日	平成29年 6月 9日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	平成29年 6月12日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	平成29年 6月14日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	福祉課
監査執行年月日	平成29年 6月23日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 賃貸借契約書で収入印紙が貼付されていないもの、また賃貸料の記載が誤っているものがあった。</p> <p>② 収支等命令者（物品管理員）の事務引継ぎで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	長寿社会課（地域包括ケア推進室）
監査執行年月日	平成29年 6月 7日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入の報告で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	平成29年 7月 4日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（心身障害者扶養共済保険料負担金、生産品売買取約収入、心身障害者扶養共済制度年金過払返納金）</p> <p>② 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>③ 委託料の支払で遅延しているものがあった。</p> <p>④ 過年度分の謝金、費用弁償を支払っていないものがあった。</p> <p>⑤ 予定価格を超えた金額で契約しているもの、また契約保証金の取扱いで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	医務課
監査執行年月日	平成29年 7月 5日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(看護師等修学資金貸付金)</p> <p>② 証紙収入の報告で遅延しているものがあった。</p> <p>③ 備品の処分で返納手続き、不用及び処分の決定をしないまま、処分を行っているもの、また財務経営システムへの入力に漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	平成29年 6月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	健康増進課
監査執行年月日	平成29年 6月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	平成29年 6月28日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	平成29年 7月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 貸付物品で財務経営システムへの入力が漏れているものがあった。</p>

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	平成29年 6月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託契約で履行期間の延長に伴う変更契約を当初契約の期間内に締結していないものがあった。</p>

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	平成29年 6月16日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入の報告で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	平成29年 6月22日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約保証金の返還で遅延しているものがあった。</p> <p>② 補助金で交付決定が遅延しているもの、また提出期限内に実績報告書を提出させていないもの、さらに額の確定等を行っていないものがあった。</p> <p>③ 補助金交付要綱に定める工事着工報告書を提出させていないものがあった。</p> <p>④ 行政財産使用許可手続きで処理を怠っているものがあった。</p>

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業企画課
監査執行年月日	平成29年 7月 3日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為日を誤っているもの、また支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>② 貸付物品で財務経営システムへの入力漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）
監査執行年月日	平成29年 6月28日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するもののみうけられた。</p> <p>① 公用車に損害を与え、また亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	新エネルギー産業課
監査執行年月日	平成29年 6月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	平成29年 7月 3日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	平成29年 7月 4日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与え、また亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	流通・通商課
監査執行年月日	平成29年 6月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	経営支援課
監査執行年月日	平成29年 7月 6日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入科目で誤っているものがあった。 ② 収入未済があった。(小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金、弁償金)</p>

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	平成29年 5月26日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	平成29年 7月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	平成29年 6月23日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金)</p> <p>② 契約書に定める現場代理人等届出書等の通知を受けていないものや指定管理業務の年度終了後の事業報告に対する結果を公表していないものがあった。</p>

監査対象機関名	農産課
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	園芸課
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 施行確認後その都度支払うべきものを前金払で支払っているものがあった。</p>

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農山漁村課
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 基金運用利息の積立で誤っているものがあった。 ② 証拠書類の編さんを行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	平成29年 6月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	平成29年 6月22日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	平成29年 7月18日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 予算流用の事務手続きで適正でないものがあった。</p> <p>② 収入科目で誤っているものがあった</p>

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	平成29年 6月16日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 補助金の変更承認を行わず、変更後の内容で額の確定をしているものがあった。</p> <p>② 委託業務の仕様書や写真管理等について検討を要するものがあった。</p>

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	平成29年 7月 5日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	平成29年 6月 2日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	平成29年 6月21日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	道路課
監査執行年月日	平成29年 7月10日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	土地対策課
監査執行年月日	平成29年 7月12日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 証紙収入の報告で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	都市計画課
監査執行年月日	平成29年 6月28日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	平成29年 7月18日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	平成29年 7月12日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（住宅使用料、弁償金）

監査対象機関名	河川砂防課（水資源調整室）
監査執行年月日	平成29年 7月12日
監査執行者	監査委員 三竿 博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	平成29年 6月26日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	平成29年 6月28日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	教育総務課（県立高校再編整備推進室）
監査執行年月日	平成29年 7月14日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金）</p>

監査対象機関名	教育振興課（特別支援教育室）
監査執行年月日	平成29年 6月22日
監査執行者	監査委員 池田巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	平成29年 6月12日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	学校教育課（教育情報化支援室）（人権・同和教育室） （全国高総文祭開催準備室）
監査執行年月日	平成29年 6月16日
監査執行者	監査委員 池田巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（地域改善対策奨学金）</p> <p>② 委託契約で、一般競争入札で行うべきところを随意契約により行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	平成29年 6月20日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(弁償金)</p>

監査対象機関名	文化財課
監査執行年月日	平成29年 6月16日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 委託を受けて購入及び貼付した証紙に係る委託管理簿を作成していないものがあった。</p>

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成29年 7月25日
監査執行者	監査委員 森田 信彦
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 仕様書に基づく打合せ記録簿で監督員及び管理技術者の署名又は捺印がないものがあった。</p>

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	平成29年 7月10日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田 信彦 三竿 博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	平成29年 6月15日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	平成29年 6月23日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	平成29年 6月23日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	平成29年 6月16日
監査執行者	監査委員 森田信彦
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	平成29年 6月23日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 森田信彦 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、</p>

	<p>政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
債 権 整 理 簿	<p>債権整理簿とは、誤払金等に係る返納金の債権を除き、県のすべての債権について、当該債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 168 条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続を行う債権については、この限りでない。</p>
領 収 証 書	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワークによるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理</p>

	<p>者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
支出負担行為	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
公 金 振 替	<p>公金振替とは、歳入歳出金、歳入歳出外現金及び基金について、現金の移動を生ぜず単に県内部の公金を振替えることをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 82 条 収支等命令者は、次に掲げる振替が同一取引店内で行われる場合に限り、公金の振替の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 歳入金と歳出金との振替</p> <p>(2) 歳入歳出金と歳入歳出外現金との振替</p> <p>(3) 歳入歳出金と基金との振替</p> <p>(4) 歳入歳出外現金内の振替</p>
資 金 前 渡	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資</p>

	<p>金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>概 算 払</p>	<p>概算払とは、支払うべき債務金額が確定する前に概算をもって債権者に対して支出することをいいます。債権確定後に精算が必要となります。</p> <p>地方自治法施行令 第 162 条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 77 条 令第 162 条第 6 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (1) 委託費（契約書に概算払の定めをしたものに限る。）</p>
<p>前 金 払</p>	<p>前金払とは、金額の確定した債務について、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に債権者に支出することをいいます。後日債務の不履行その他の事由により金額に変更が生じる場合のほかは、精算手続は行う必要はありません。</p> <p>地方自治法施行令 第 163 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>2 補助金、負担金、交付金及び委託費</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼ</p>

	<p>すような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 79 条 令第 163 条第 8 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 研修、講習、会議、試験及び登録等の経費</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送の受信料</p> <p>(3) 保険料</p> <p>(4) 訴訟に関する経費</p> <p>(5) 前金払により経費の節減を図ることができ、かつ、確実な履行が認められる経費</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 167 条の 2</p> <p>① 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき</p> <p>② その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</p> <p>③ 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき</p> <p>④ 認定業者開発の新製品の買入をするとき</p> <p>⑤ 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき</p> <p>⑥ 競争入札に付すことが不利と認められるとき</p> <p>⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>⑧ 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき</p> <p>⑨ 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>入 札 保 証 金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 167 条の 7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 103 条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。（以下条文略）</p>
<p>契 約 保 証 金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 234 条の 2</p> <p>2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 115 条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p> <p>2 収支等命令者は、前項の規定により契約保証金を納付させるときは、契約締結の際に納付し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び利息を付けない旨を契約しなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様</p>

	<p>書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>工 事 打 合 簿</p>	<p>工事打合簿とは、工事や設計委託業務等において、現場の状況等により受注者が契約内容どおりに業務を遂行できない場合に、発注者側と受注者側が事前に協議を行うことで、契約内容の変更を確認したことを証する書面です。</p> <p>この書面に基づき、後日、変更契約を締結することとなります。</p> <p>請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領 [2]（変更に係る協議及び指示）</p> <p>請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。</p> <p>なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。 2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。 3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できることを確認したうえで、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して請負者及び受託者に指示する。 4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。
<p>財 務 経 営 シ ス テ ム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>

<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土 地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2) 建 物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4) 立 木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5) 船 舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
<p>工 作 物</p>	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
<p>重 要 物 品</p>	<p>重要物品とは、県が保有する物品のうち、備品の中で、特に管理を厳重に行うものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 143 条 物品は、その性質、形状等により次の各号に掲げるところにより区分し、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 備品 性質及び形状を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品 (2) 消耗品 その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品(試験、研究、実習等の用に供される動物を含む。) (3) 生産品 県において生産又は製造した物品 (4) 不用品 不用の決定をした物品</p> <p>第 144 条 前条第 1 項第 1 号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる自動車のうち、普通自動車、小</p>

	<p>型自動車(三輪自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び大型特殊自動車</p> <p>(2) 前各号に掲げるもののほか、1品の取得価格又は取得評価額が100万円以上の物品</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第146条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第1項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(次項において「出納簿」という。)に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第1号又は第2号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>(3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品</p> <p>(2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料及び原材料品を除く。)</p> <p>第149条 物品管理員は、供用(自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。)をするときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(以下この条において「管理簿等」という。)に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>(3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品</p>

<p>基金</p>	<p>基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。</p> <p>国の経済対策に伴い、多くの基金が創設されています。</p> <p>地方自治法 第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>
<p>収支等命令者</p>	<p>収支等命令者とは、知事及び知事の委任を受けて、収入金の徴収、支出負担行為、収入及び支出の命令、歳入歳出外現金の出納通知などを行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 9 号 知事及び知事の委任を受けて収支等の全部又は一部を行う者をいう。</p>
<p>物品管理員</p>	<p>物品管理員とは、物品の管理（会計管理者、委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。）を行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 12 号 物品の管理（委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。以下同じ。）を行う者をいう。</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 10 号 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>

<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生産品の販売を担当する職員
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条第 7 号 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>

(注) 関係条文を一部抜粋

平成 2 8 監査年度

定期監査結果報告添付意見

- 1 内部統制に必要な体制の整備について
- 2 税外収入未済額の縮減対策について

佐賀県監査委員

(定期監査結果報告添付意見)

組織及び運営の合理化に資するための意見

この意見書は、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月から平成 29 年 7 月までの間に執行した定期監査において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 内部統制に必要な体制の整備について

定期監査の指摘件数は、平成 26 年度 212 件、平成 27 年度 160 件、平成 28 年度 155 件と減少してきているものの、今年度も次のような重要な指摘事項が発生している。

- 支出事務に関し、謝金等を複数年に渡って支払っていなかったもの
- 契約事務に関し、一般競争入札において、予定価格を超えた金額で契約を締結し、県に損害を与えていたもの
- 補助金事務に関し、交付申請書が提出されていたにもかかわらず支出負担行為を失念し、交付決定が事後になり、さらには、額の確定を行っていなかったもの

財務会計事務に係る内部統制の強化については、平成 26 年度にも意見を申し上げたが、依然として不適切な事案が発生してお

り、その取組が十分でなく、構造的な問題として受け止めざるを得ない。

このほか、今監査年度においては、指摘している 155 件以外にも、現場で直接事務改善を求めた指導事項が 186 件あり、財務会計事務についての仕事の進め方の見直しが必要であると思われる。

職員のミスをすべて排除することは困難であるが、一義的には、これまでも申し上げてきた決裁過程のチェック体制の再点検や関係する部署での情報の共有化、連携体制の再構築などの内部統制の強化を図ることはもとより、さらに、財務会計事務を行う職員がスキルアップできる環境づくり（チェックシート、システム対応等）や、それを補完する職場における進行管理を含めたサポート体制の確立によって、不適切な事務処理の多くは解消できるものであると考える。

このような中、地方自治法の一部改正により、平成 31 年度までに、知事は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することになっており、この方針の策定に当たっては、上記の観点を踏まえて取り組まれることを望むものである。

2 税外収入未済額の縮減対策について

収入未済額については、法的措置などを含め種々の努力がなされており、全体額は減少している。特に県税については、6年連続して大きく減少し、ピーク時（平成22年度）の2分の1以下になっている。また、税外収入未済額に関しても、一部の資金を除き、減少しており、その取組を評価するものである。

しかしながら、税外収入未済の債権を所管する所属では、差はあるものの、対応に苦慮しているところである。

これらの所属に確認したところ、

- 債権の回収等に関する法的措置を含む専門的なノウハウが乏しい
- 私法債権であり、関係法令が多岐にわたっているため、効果的な解決手段を見い出せていない

といった声が聞かれた。

また、

- 債権の回収等を行うに当たっての法的措置や効果的な対応方法を学べる研修会を実施してもらいたい
 - 債権の回収等に係る対応マニュアルを作成してもらいたい
- といった要望も聞かれたところである。

このほか、債権の回収等に当たって、臨戸訪問を行って催告をしている所属もあれば、文書による催告にとどまっている所属もあるなど、取組に温度差が見られたところである。

他県においては、全庁で使える税外収入に係る債権回収・整理マニュアルを策定し、その縮減に取り組まれている例もある。

本県においても、実情に即した税外収入未済額の縮減のため、効果的で効率的な手法について検討されたい。